

# 登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務仕様書

## 1 業務の目的

本市森林・林業の情報発信基地として、地域林業のシンボリックな施設となっている「道の駅津山・もくもくランド」において、「地域の豊富な森林資源を活用した木質チップを燃料とする木質バイオマスボイラーや太陽光発電施設を導入し、各施設の冷暖房と電力の供給に活用した場合の地域林業の活性化及び地域ビジネスとしての産業化、再生可能エネルギーの普及促進の可能性」について調査を行う。

また、当施設は、平成23年3月に発生した東日本大震災の際に、沿岸部へ戻ることができなくなった方々の避難所及び復旧作業に向かう警察や自衛隊の活動拠点としての役割を果たしたことから、停電時においても明かりが点灯し、避難者を迎え入れることができる避難場所及び災害復旧の拠点施設としての機能確保についても併せて検討する。

なお、本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の趣旨を遵守し、実施する事業である。

## 2 事業の名称

登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務

## 3 業務履行期間

契約締結日から令和2年3月10日まで

## 4 業務委託上限額

4,313,100円（税込）

## 5 業務の内容

本市の森林資源を活用した木質バイオマスボイラーによる冷暖房設備及び太陽光発電設備による電力の供給を行い、かつ停電時にも稼働が可能な非常用電源を備えた再生可能エネルギー活用システムを構築し、導入可能性調査を行う。

### (1) 再生可能エネルギー活用システムの構築に関する調査

- ① 「道の駅津山・もくもくランド」の熱及び電力の需要量に合わせた、未利用間伐材等地域の豊富な森林資源である木質チップを活用した木質バイオマスボイラーによる冷暖房設備及び太陽光発電設備による電力を供給する、再生可能エネルギー活用システムの構築を行う。
- ② 上記再生可能エネルギー活用システムに非常用電源を組み合わせ、停電時においても避難場所及び災害復旧の拠点施設としての機能を確保することについて検討する。
- ③ 再生可能エネルギー活用システムの導入に要する事業費概算書の作成及び燃料

用木材の確保、木質チップの生産・供給、システムの稼働による全体のコストを試算し、事業の実現性や経済性等について調査・検討を行う。

(2) 地域経済への波及効果に関する調査

- ① 再生可能エネルギー活用システムの導入・普及に係る事業モデルの検討
- ② 地域林業の活性化及び地域ビジネスとしての可能性、地域経済への波及効果について調査

## 6 成果物

(1) 報告書（製本、カラー印刷）

業務報告書、システムフロー構成図、設備配置図、事業費概算書を含む。

(2) 報告書のMicrosoft word及びPDFを記録した電子媒体（CD-R等）  
以上3セット

## 7 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方や進捗状況等について、情報共有を図りながら適切な業務が遂行されるよう、登米市役所内において月1回以上定期ミーティングを実施すること。

## 8 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制は、市の意図及び目的を十分理解したうえで必要な人員を配置するとともに責任者及び副責任者を置き業務全般の活動を一元化すること。

(2) 事業実施スケジュール（詳細事業計画書）及び月次活動計画書・報告書の作成  
契約締結後、事業実施スケジュール（詳細事業計画書）及び月次活動計画書を作成し提出すること。また、翌月に前月分の月次活動報告書を提出すること。

なお、各種実施業務の中で個別に報告書等の作成が必要なものについて、市から依頼があれば、速やかに対応すること。

(3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において業務完了報告書を作成し提出すること。

(4) 業務指示

業務の実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、常時、市と綿密な連絡を取りその指示に従うものとする。

(5) 実施状況

市は、必要に応じて業務の実施状況について調査し、又は受託者の報告を求めることができるものとする。

(6) 再委託の制限

受託者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には業務の一部を委託することができるものとする。

(7) 秘密の保持

受託者が業務上で知り得た情報等を第三者に漏らしたり公言してはならないものとする。また、知り得た情報は本業務以外に使用してはならない。業務完了後も同様とする。

(8) 疑義

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、市と協議しその指示に従うものとする。

(9) 責任

業務の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、市に責任がある場合を除き、受託者の責任でこれを解決すること。また、速やかに市に連絡すること。

(10) その他留意事項

本業務に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責任により、市に損害が生じた場合は、受託者は市に対してその損害を賠償しなければならない。